

第3部

前期基本計画

第1章	はじめに	20
1	基本計画の目的	20
2	基本計画の期間	24
3	基本計画の進行管理	25
4	市民との協働による推進	25
第2章	財政の見通し	26
第3章	まちづくり重点プログラム	28
1	安心・安全プログラム	29
2	若者夢支援プログラム	30
3	健康支援プログラム	31
4	都市の元気向上プログラム	32
5	いせさきらしさ創造・発信プログラム	33
第4章	基本計画の体系	34
第5章	分野別計画	37

第1章 はじめに

1 基本計画の目的

基本計画は、将来都市像『夢ふくらみ 安心して暮らせる 元気都市 いせさき』を計画的に実現していくため、「まちづくりの大綱」を具体的に推進する施策を体系的に定め、これを推進していくことを目的としています。

まちづくりの大綱

基本政策1 市民が健康で生き生き暮らせるまちをつくる

- 政策1 いつまでも健康に暮らせるまちをつくる
政策2 子育てしやすく自立して暮らせるまちをつくる

【健康・医療分野】
【福祉分野】

基本政策2 市民と産業を支える力強いまちをつくる

- 政策1 快適に生活できる基盤をつくる
政策2 活力ある産業とにぎわいのあるまちをつくる

【都市基盤分野】
【産業・観光分野】

基本政策3 市民が安心してやすらかに暮らせるまちをつくる

- 政策1 安心して安全に暮らせる環境をつくる
政策2 やすらかに暮らせる人に優しい環境をつくる

【安心安全分野】
【環境分野】

基本政策4 市民が自ら学び豊かな心を育むまちをつくる

- 政策1 子どもの生きる力を育むまちをつくる
政策2 生涯にわたり心身を育むまちをつくる

【教育分野】
【生涯学習・スポーツ・文化分野】

基本政策5 市民と協働して自立したまちをつくる

- 政策1 市民と共に協働・共生のまちをつくる
政策2 自立した都市経営を確立する

【協働・共生分野】
【行財政分野】

基本政策1 市民が健康で生き生き暮らせるまちをつくる

政策1 いつまでも健康に暮らせるまちをつくる

【健康・医療分野】

- 健康づくり体制を確立して、市民の主体的な健康づくりを支援します。
- 子どもからお年寄りまで、それぞれの年代に応じた保健サービスを充実し、疾病予防対策に取り組みます。
- 市民が安心して医療サービスが受けられる効果的な地域医療体制を構築します。特に、伊勢崎市民病院は医療従事者の育成や確保、施設の整備などにより、中核病院としての役割を果たします。
- 国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全な運営を図ります。

政策2 子育てしやすく自立して暮らせるまちをつくる

【福祉分野】

- 次代を担う子どもたちが健やかに生まれ成長できるよう、子育て世帯の多様なライフスタイルに対応しながら、子育て環境の整備を進めます。
- 誰もが住み慣れた地域の中で安心して自立して暮らせるよう、地域社会全体で福祉を推進する体制の整備に努めます。
- 誰もが尊重され、生きがいを持って暮らせる環境づくりを進めます。

基本政策2 市民と産業を支える力強いまちをつくる

政策1 快適に生活できる基盤をつくる

【都市基盤分野】

- 伊勢崎らしい自然や歴史的景観など、地域資源を生かした魅力ある良好な都市景観の形成に努めます。
- 都市の魅力や拠点性を高めるため、市街地の良好な住環境の整備を進めます。
- 公共交通の利便性向上を図るとともに、道路交通ネットワークの構築を進めます。
- 市民の生活に密着した生活道路や下水道の整備、安定した水道水の供給に努めます。

政策2 活力ある産業とにぎわいのあるまちをつくる 【産業・観光分野】

- 持続可能な農業経営が展開できるよう、特色ある地元産農産物の消費拡大、地産地消や担い手の育成を図ります。
- 本市の地勢上の優位性や広域交通の利便性、多彩な地域資源などを生かして、産業団地への優良企業を積極的に誘致します。
- 企業への支援を充実し、商工業の振興と雇用の促進を図ります。
- 北関東自動車道の動員力を生かし、本市の特性や資源を活用した観光・交流拠点の形成と活性化に努め、中心市街地をはじめ、人々が行き交うにぎわいを創出します。

基本政策3 市民が安心してやすらかに暮らせるまちをつくる

政策1 安心して安全に暮らせる環境をつくる

【安心安全分野】

- ・東日本大震災、新型インフルエンザの流行など、災害や非常事態に速やかに対応するための危機管理体制を整備します。
- ・風水害を未然に防ぐための浸水対策や公共施設の耐震化などによる地震対策など、都市基盤の機能を強化して災害に強いまちづくりを進めます。
- ・市民、警察、行政が一体となって、犯罪や交通事故のない安心・安全なまちづくりを進めるとともに、市民の生命や財産を守る消防・救急体制などの充実を図ります。

政策2 やすらかに暮らせる人に優しい環境をつくる

【環境分野】

- ・身近な自然環境の保全や良好な生活環境の確保に努め、暮らしやすい環境を確立します。
- ・ごみの減量化やリサイクル、省エネルギー対策など、市民、事業者、行政が一体となって循環型社会の構築を目指します。
- ・潤いとやすらぎのある水辺空間として、豊富な自然環境を持つ河川、池沼、公園などに、市民が憩える水と緑の空間を創出します。

基本政策4 市民が自ら学び豊かな心を育むまちをつくる

政策1 子どもの生きる力を育むまちをつくる

【教育分野】

- ・特色ある学校づくりや学校教育の充実に努め学力の向上を図るとともに、夢・希望・感動を持って学べる環境を整え、心の豊かさを育みます。
- ・家庭、地域、学校が連携した安全対策を充実するとともに、地域の教育力を活用して地域との様々な関わりの中で育みます。
- ・児童・生徒の基本的生活習慣を確立し、健全な心身の育成を目指します。
- ・知性と道徳性を身に付けた教養人を育成するとともに、国際的な感覚を持ち、地域社会に貢献できるグローバル人材を育成するため、特色ある中等教育学校づくりを進めます。

政策2 生涯にわたり心身を育むまちをつくる 【生涯学習・スポーツ・文化分野】

- ・誰もが身近なところで多様な学習活動が展開できるよう、生涯にわたって夢・希望・感動を持って学び続けられる環境を整えます。
- ・次代を担う青少年を地域ぐるみで育む環境づくりに取り組み、健全な育成を目指します。
- ・市民の自主的な芸術・文化活動の振興を図りつつ、郷土の歴史や資源を生かして、地域の歴史、文化を次世代に継承します。特に、世界文化遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」構成資産である史跡「田島弥平旧宅」は、多くの来訪者に対応できるよう環境を整えます。
- ・教育施設を計画的に整備し、安全性を高めるとともに、教育環境の充実を図ります。
- ・生涯にわたってスポーツができるよう、身近で手軽に行えるスポーツの環境を整えます。

※循環型社会

限りある資源をできる限り循環・再利用することを第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑えるとともに、環境への負荷をできるだけ少なくするシステムを持つ社会。

※グローバル

物事が世界的、地球全体的な規模であるさま。

基本政策5 市民と協働して自立したまちをつくる

政策1 市民と共に協働・共生のまちをつくる

【協働・共生分野】

- 地域コミュニティ^{*}やボランティアなどによる様々なまちづくり活動を支援し、市民による主体的な活動を活性化させます。
- 行政情報の共有と市民ニーズの把握、市民参加システムの確立などによって、開かれた行政経営を推進し、市民と協働によるまちづくりを進めます。
- 誰もが尊重され、自己の能力が発揮できるよう、共生のまちづくりを進めます。

政策2 自立した都市経営を確立する

【行財政分野】

- ICT^{*}の積極的な活用により、市民サービスの向上に努めるとともに、職員の資質の向上や行政組織の改革に努め、効率的で効果的な行政運営を進めます。
- 選択と集中による事業の効率化、行政評価制度の活用、民間活力の導入や職員数の適正化などにより、厳しい財政状況の中、コスト削減に取り組むとともに、自主財源の確保や支出の見直しを進め、安定的な財政運営を目指します。
- 既存施設の有効活用を基本として、老朽化対策など公共施設の長寿命化と適正配置に努めます。

※地域コミュニティ

地域社会を構成する人や組織などが、それぞれの役割分担のもとで相互に連携した共同体のこと。

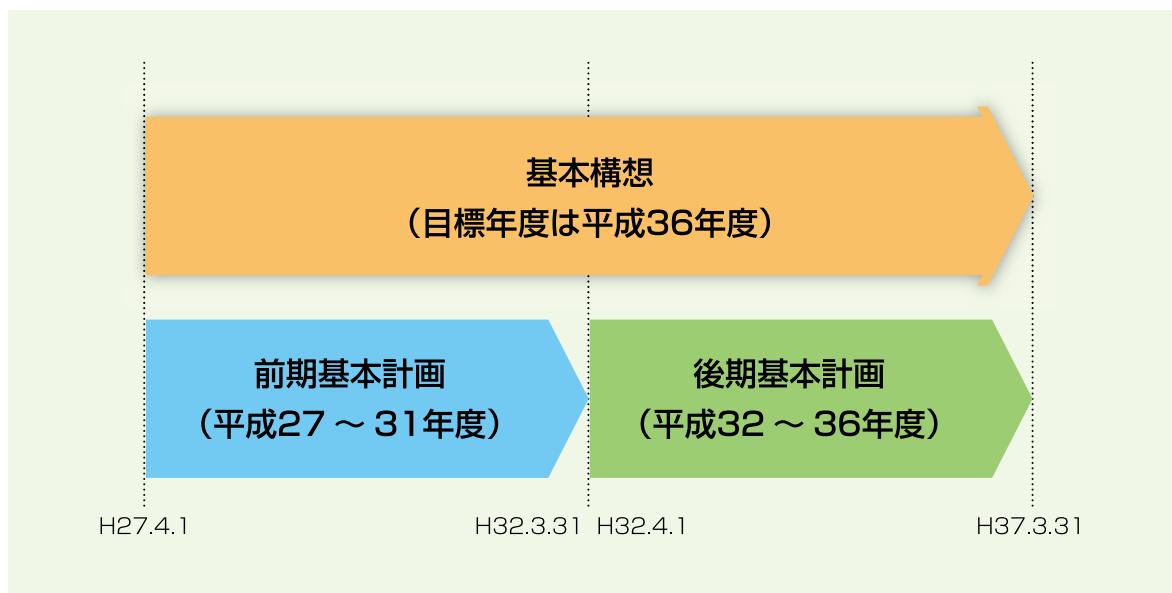
※ICT

Information and Communication Technologyの略で、電話、メール、インターネット、放送など、情報や通信に関する技術の総称。

2 基本計画の期間

前期基本計画は、平成27年度(2015年度)から平成31年度(2019年度)までの5年間の計画とします。

平成32年度(2020年度)からの後期基本計画は、社会経済状況の変化、新たな市民のニーズなどを踏まえるとともに、前期計画を検証したうえで、改めて策定します。



③ 基本計画の進行管理

成果を重視した行政経営システムを確実に運用していくためには、まちづくりの目標と手段を明確にし、目指す成果の達成状況について継続的な管理が必要です。

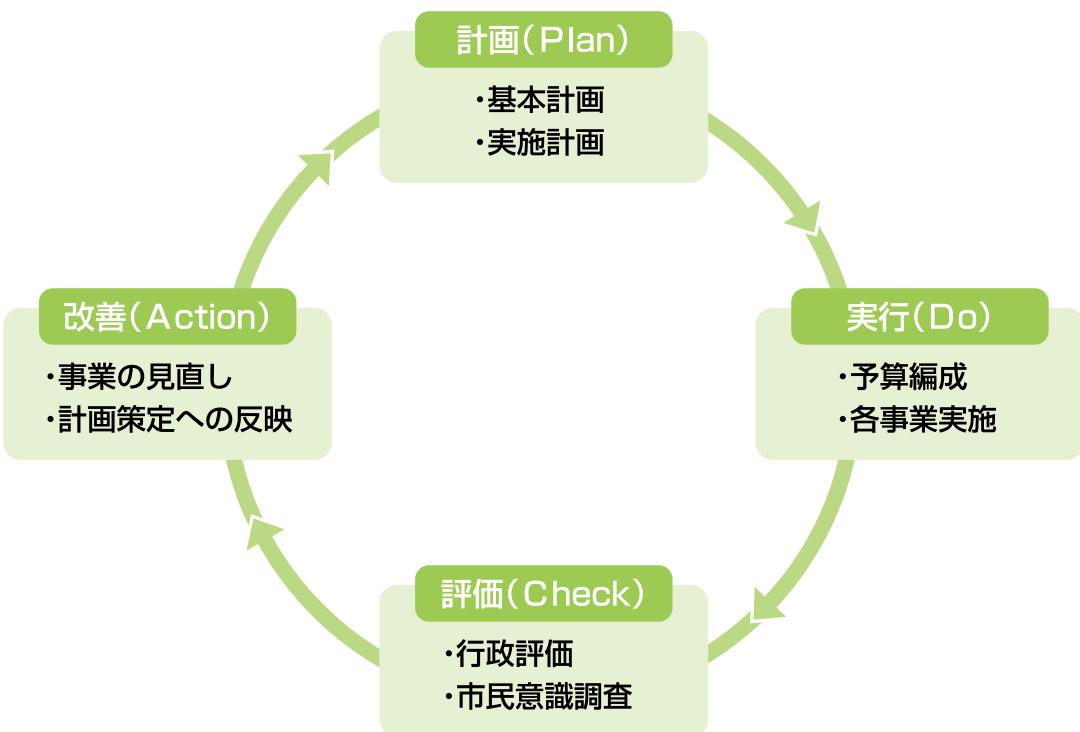
このため「計画(Plan)」、「実行(Do)」、「評価(Check)」、「改善(Action)」という4つの視点を連動させたP D C Aサイクルというマネジメントサイクルで管理していきます。

このサイクルでは、事業を計画し、実行した後に目指す成果の達成状況を把握して、評価、検証することにより、改善につなげていきます。

また、市民意識調査の満足度、重要度の調査により、市民の意向を把握します。

なお、基本計画の各施策を具体的に展開する主要な事務事業については、毎年度、3年間の実施計画を作成し、ローリング方式^{*}により見直しを行います。

P D C Aサイクルによる基本計画の進行管理



④ 市民との協働による推進

基本計画の推進に当たっては、市民と行政とがより良い信頼関係を築き、それぞれが役割を担いながら、市民が主役、市民が主体となった協働の取り組みを進めます。

具体的には、市民意識調査により市民の意向を把握するほか、行政評価に当たっては市民を構成委員とする組織による外部評価を実施します。

*ローリング方式

一定期間の計画について、定期的な見直しにより現実とのズレを修正していく手法のこと。

第2章 財政の見通し

自立した都市経営には、健全で安定した財政の維持が必要不可欠です。計画の実現に当たって、前提となる財政状況を次のとおり見通しました。これは、現時点での将来推計に基づき算定したものであり、今後の経済変動や行財政制度の変更などに応じて、見通し額が大きく変動することが想定されます。

◆ 財政の見通し(前期基本計画:平成27年度～平成31年度)

財政の見通しは、普通会計における歳入・歳出の費目ごとに現行の税財政制度を基本として推計を行い、平成27年度(2015年度)から平成31年度(2019年度)までの5年間について予算額見通しを作成しました。

財政の見通しの作成に当たっては、過去の決算の実績や合併による財政効果、影響額などを反映させ、将来にわたって健全な財政運営を行うことを考慮し推計しています。

区分		予算額見通し (単位:億円)				
歳入	市 税	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
	国・県支 出 金	139	139	139	139	139
	市 債	80	80	80	80	80
	地方 交 付 税	74	69	64	58	53
	そ の 他	138	140	137	143	148
	合 計	725	725	720	720	720
	義務 的 経 費	391	398	404	405	417
歳出	人 件 費	141	141	133	131	135
	公 債 費	71	76	77	78	81
	扶 助 費	179	181	194	196	201
	投 資 的 経 費	92	83	73	73	60
	そ の 他	242	244	243	242	243
	合 計	725	725	720	720	720

●歳入の見通し

- 市税は、一定の経済成長を前提として、若干の伸びを見込んでいます。
- 国・県支出金、市債^{*}は一定規模で推移するものとして見込んでいます。
- 地方交付税^{*}は、合併特例措置^{*}の段階的終了による減少を見込んでいます。

●歳出の見通し

- 義務的経費のうち、人件費は退職者の人数を推計して退職手当を見込んでいます。公債費^{*}は臨時財政対策債の発行や市債^{*}の発行により増加し、扶助費^{*}は社会保障関係費などにより増加することから、全体としては緩やかな増加を見込んでいます。
- 投資的経費は、大規模な事業の所要額を見込んでいます。

※市債

建設事業費などの資金を外部から調達する場合に発行する債務(借入)で、歳入予算に計上される。

※地方交付税

地方自治体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方自治体が住民に一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障する見地から、国が国税として徴収し、再配分するもの。需要と収入の基準により算定される普通交付税と災害などの特別な需要による特別交付税がある。

※合併特例措置

市町村合併後でも、合併がなかったものと仮定し、合併前の旧市町村ごとに算定した普通交付税の合算額を保障し、合併による普通交付税の不利益を被らないための措置。合併後15カ年度間適用されるが、11年度目以降は段階的に額が縮減されていく。

※公債費

発行した市債の元金や利子の償還(返済)に要する経費で、歳出予算に計上される。

※臨時財政対策債

地方交付税の不足分を国と地方が折半して負担するため、特例として地方債(市債)を発行するもので、その元利償還金の100%が普通交付税に算入される。

※扶助費

社会保障制度の一環として、児童、高齢者、障害者、生活困窮者などへの支援に要する経費のこと。

第3章

まちづくり重点プログラム

まちづくり重点プログラムは、将来都市像の実現に向けて推進する各種施策を横断的に束ねた特徴的で先導的な5つのプログラムです。

このプログラムは、行政が関連分野の連携を図るとともに、市民や企業、団体などとの協働によって実現していきます。

将来都市像

夢ふくらみ 安心して暮らせる 元気都市 いせさき



～ 定住の促進 ～

本市では、平成21年度から定住自立圏構想^{*}に取り組んでいます。まちづくり重点プログラムを着実に推進することにより、住みやすいまちとして本市に多くの市民が定住し続けるとともに、若者の移住を促進して定住人口の増加を図り、活力ある元気な都市を目指します。



まちづくり重点プログラム

1 安心・安全 プログラム

誰もが、安心して安全に暮らせるまちをつくります。

2 若者夢支援 プログラム

次の世代を担う若者が、夢や希望を抱き子どもを生み育て、特色ある教育によって社会に飛び立てる環境をつくります。

3 健康支援 プログラム

誰もが、いつまでも健康で暮らせる活力あるまちをつくります。

4 都市の元気向上 プログラム

活力とにぎわいにあふれ、誰もが快適に生活できる元気なまちをつくります。

5 いせさきらしさ 創造・発信プログラム

絹織物やご当地グルメなどの地域資源の活用により、いせさきらしさを創造・発信します。

*定住自立圏構想

少子高齢・人口減少社会を見込み、中心市と周辺の市町村で一つの圏域をつくり、共に支え合い、人口の流出を食い止めるとともに三大都市圏からの人の流れを創出しようとする取り組み。本市では、平成21年度に伊勢崎市定

住自立圏基本方針を定め、伊勢崎市定住自立圏共生ビジョンを策定し、合併1市圏域という特例措置による圏域で取り組んでいます。

1 安心・安全プログラム

安心・安全

東日本大震災をはじめ、集中豪雨などの大規模な自然災害、新たな感染症や身近で発生する犯罪など、市民生活の安心・安全を脅かす要因が増加しています。安心・安全な暮らしに対する市民の意識が高まり、総合的な危機管理体制の強化が急務となっています。

今後も、災害に強い都市基盤の整備を推進するとともに、総合的な危機管理体制を強化して、より一層防災・防犯対策などの強化を図り、市民が安心して安全に暮らせるまちを目指します。

主な取り組みとして、避難所機能の充実をはじめ、災害時の避難・物資輸送に備えた緊急輸送道路の確保、雨水排水施設の整備、上下水道施設の更新や改良、公共施設の耐震化の推進などにより、都市基盤の機能を強化して災害に強いまちづくりを進めます。

また、災害、感染症、犯罪発生時の市民への情報伝達手段の強化、地域や企業などとの支援体制の充実、防犯灯や防犯カメラ内蔵防犯灯の設置に取り組むとともに、警察をはじめとした様々な行政機関との連携体制を強化します。

さらに、火災や災害に備えた総合的な消防体制の強化や救急需要に対応するための救急体制の充実により、安心・安全なまちづくりを進めます。

◇◇◇ 関連する施策など ◇◇◇

- | | |
|--|--|
| ■ 危機管理体制の充実(3-1-1)
■ 防犯対策の強化(3-1-3) | ■ 災害に強いまちづくり(3-1-2)
■ 消防・救急体制の充実(3-1-4) |
|--|--|



※緊急輸送道路

大規模災害時の道路の寸断に備え、緊急輸送を確保するため、主要な防災拠点や輸送拠点を結ぶ道路。県が防災計画に定めるほか、市が指定する道路がある。

2 若者夢支援プログラム

若者夢支援

全国的に人口減少が進む中、本市では依然として人口増加が続いているが、将来人口を推計すると、平成27年(2015年)をピークに減少に転じることが予測されています。本市は、年齢3区分別人口を県内で比較すると、年少人口(0～14歳)^{*}と生産年齢人口(15～64歳)の割合が高く、老人人口(65歳以上)の割合が低い構成になっています。年齢5歳階級別人口で比較すると、0歳から14歳、25歳から44歳の各階級別の割合が高く、働き盛りの世代とその子どもの人口割合が高いことが特徴となっています。

今後も、この傾向を持続させるため、若い世代の子育て環境を向上させるとともに、将来に向けたまちづくりを担う優秀な人材を育むまちを目指します。

主な取り組みとして、母子保健サービス、子育て家庭支援、保育サービスや幼児教育の充実など、本市で若い世代が健やかに子どもを生み育てられるよう、地域、各種団体、行政などが連携して子育て環境を整備します。

また、確かな学力の向上と豊かな心の育成により、生きる力を育む学校教育を推進するとともに、小中一貫した英語教育や中等教育学校でのグローバル^{*}人材育成に向けたプログラムの実施など、本市の特色ある教育を充実し、将来に向かって夢・希望を持ち、たくましく未来を切り開いていく力を備えた人材を育成します。

さらに、本市の優れた立地条件を生かした積極的な優良企業の誘致を推進し、就業機会の創出に努めるとともに、市営住宅の入居者募集において、子育て世帯の戸数枠を設けて募集することにより、若い世帯が働きやすい居住環境づくりを推進します。

◆◆◆ 関連する施策など ◆◆◆

- | | |
|------------------------|----------------------|
| ■ 母子保健サービスの充実(1-1-1-②) | ■ 福祉医療制度の推進(1-1-3-③) |
| ■ 子ども・子育て支援の充実(1-2-1) | ■ 良好な居住環境の形成(2-1-7) |
| ■ 企業誘致の推進と雇用の促進(2-2-3) | ■ 幼児・学校教育の充実(4-1-1) |
| ■ 中等教育学校教育の充実(4-1-3) | |



※年齢3区分別人口

全人口を年齢層により3つに区分したもの。0歳から14歳までを「年少人口」、15歳から64歳までを「生産年齢人口」、65歳以上を「老人人口」という。

※グローバル

物事が世界的、地球全体的な規模であるさま。

3 健康支援プログラム

健康支援

少子高齢化の進展や人口減少の加速により、わが国はかつて経験したことがない超高齢社会を迎えています。さらに、高齢者数の増加と核家族化の進行により、高齢者単身世帯や高齢者だけの世帯も増加していることから、高齢者が自立した生活を営めるよう、地域や社会全体で支える仕組みが必要となっています。また、高齢者医療費や介護費用の増大、生き生きと生活を送ることができる生きがいづくりなどへの対応が大きな課題となっています。

今後も、子どもの頃からの健康づくりや高齢者の介護予防、生きがいづくりに積極的に取り組み、生涯にわたり健康で生き生きと暮らせるまちを目指します。

主な取り組みとして、生涯健康で安心して生活できるよう、子どもの頃から予防接種、主体的な健康づくりへの支援や生活習慣病予防対策を充実するとともに、年代別の各種検診の徹底により、疾病を早期発見や早期治療できる環境を整えます。

高齢者が自立した生活を営めるように、生きがいづくりや生活習慣病予防、介護予防を推進するとともに、相談・見守り体制などの地域や社会全体で支える仕組みを充実します。

また、医師・看護師などの人材の確保や救急医療体制の整備などの地域医療体制の充実により、誰もがいつでも適切な医療サービスを受けられ、健康を維持できる環境を整えます。

さらに、日常の運動習慣づくりや地域の中で気軽にスポーツに親しめる環境づくりにより、「^{*}1市民1スポーツ」に取り組みます。

◇◇◇ 関連する施策など ◇◇◇

- | | |
|------------------------|--------------------|
| ■ 健康づくりと疾病予防の推進(1-1-1) | ■ 地域医療体制の充実(1-1-2) |
| ■ 地域福祉社会の構築(1-2-2) | ■ 高齢者福祉の充実(1-2-3) |
| ■ スポーツの推進(4-2-5) | |



*1市民1スポーツ

心と体の健康づくりのために、市民一人ひとりが1種類以上のスポーツに親しむことを目指した取り組み。

4 都市の元気向上プログラム

都市の元気向上

本市は、郊外開発の進行と自動車社会の進展などにより、これまで郊外部の都市化と中心市街地の活力低下が進んでいました。この様な状況の中、本市の玄関口である伊勢崎駅周辺では、鉄道連続立体交差事業を実施し、交通渋滞の解消やまちの一体化を図るとともに、駅周辺の土地区画整理事業を推進して商業施設の誘致や駅前広場を整備し、駅や駅周辺の機能を向上させ中心市街地の活性化を図ってきました。

今後も、都市としての活力を維持していくための基盤を構築し、定住人口が増加する元気でにぎわいのあるまちを目指します。

主な取り組みとして、引き続き、伊勢崎駅周辺の土地区画整理事業を推進して利用者や来訪者の増加による駅前ににぎわいを創出し、中心市街地の活性化を図っていきます。

現在施行中の土地区画整理事業を着実に推進し、居住環境の整備を図り、安心で快適な市街地の整備を推進します。

また、伊勢崎宮郷工業団地への企業誘致や雇用の創出により、都市の活力を向上させます。

さらに、活発な都市活動や交流を支えるため、市民生活や産業活動の利便性を高める幹線道路の整備に取り組むほか、市内を円滑に移動できる公共交通ネットワークの構築を進めます。

◇◇◇ 関連する施策など ◇◇◇

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| ■ 魅力ある市街地の整備(2-1-2) | ■ 道路・公共交通ネットワークの確立(2-1-3) |
| ■ 活力ある商工業の振興(2-2-2) | ■ 企業誘致の推進と雇用の促進(2-2-3) |



5 いせさきらしさ創造・発信プログラム

いせさきらしさ
創造・発信

本市は、明治以降、「伊勢崎銘仙」を名産として全国に知られた織物のまちで、現在でも、織物業を支えた建物や大型養蚕農家群が残り、かつて織物業や養蚕業が盛んであったことをうかがい知ることができます。

また、世界文化遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産である史跡「田島弥平旧宅」は、近代養蚕農家の原型となった建物であり、多くの来訪者を迎えてます。

今後も、史跡「田島弥平旧宅」への来訪者のおもてなし対応を充実させるとともに、ご当地グルメを発信するなど、本市の持つ優位性、地域の特性や資源を生かしたまちづくりを目指します。

主な取り組みとして、史跡「田島弥平旧宅」や周辺環境の整備を推進し、本市の先人が築いた歴史的・文化的遺産を後世に伝えるとともに、市内に残る絹産業関連資産やいせさき明治館、赤堀歴史民俗資料館を拠点として、絹産業関連資産を有する近隣都市とネットワーク化を図ることにより、「伊勢崎銘仙」などの織物や養蚕に関係した地域の資産を観光資源として活用していきます。

また、本市には、いせさきもんじゃ、焼きまんじゅう、神社コロッケ、おっきりこみなど、小麦粉を加工したご当地グルメがあることから、知名度アップや地域の活性化に向けて情報発信するとともに、これまであまり知られていない「いせさき」の魅力を発掘し、「行ってみたい」、「住んでみたい」と思われるようなまちづくりを進めます。

◇◇◇ 関連する施策など ◇◇◇

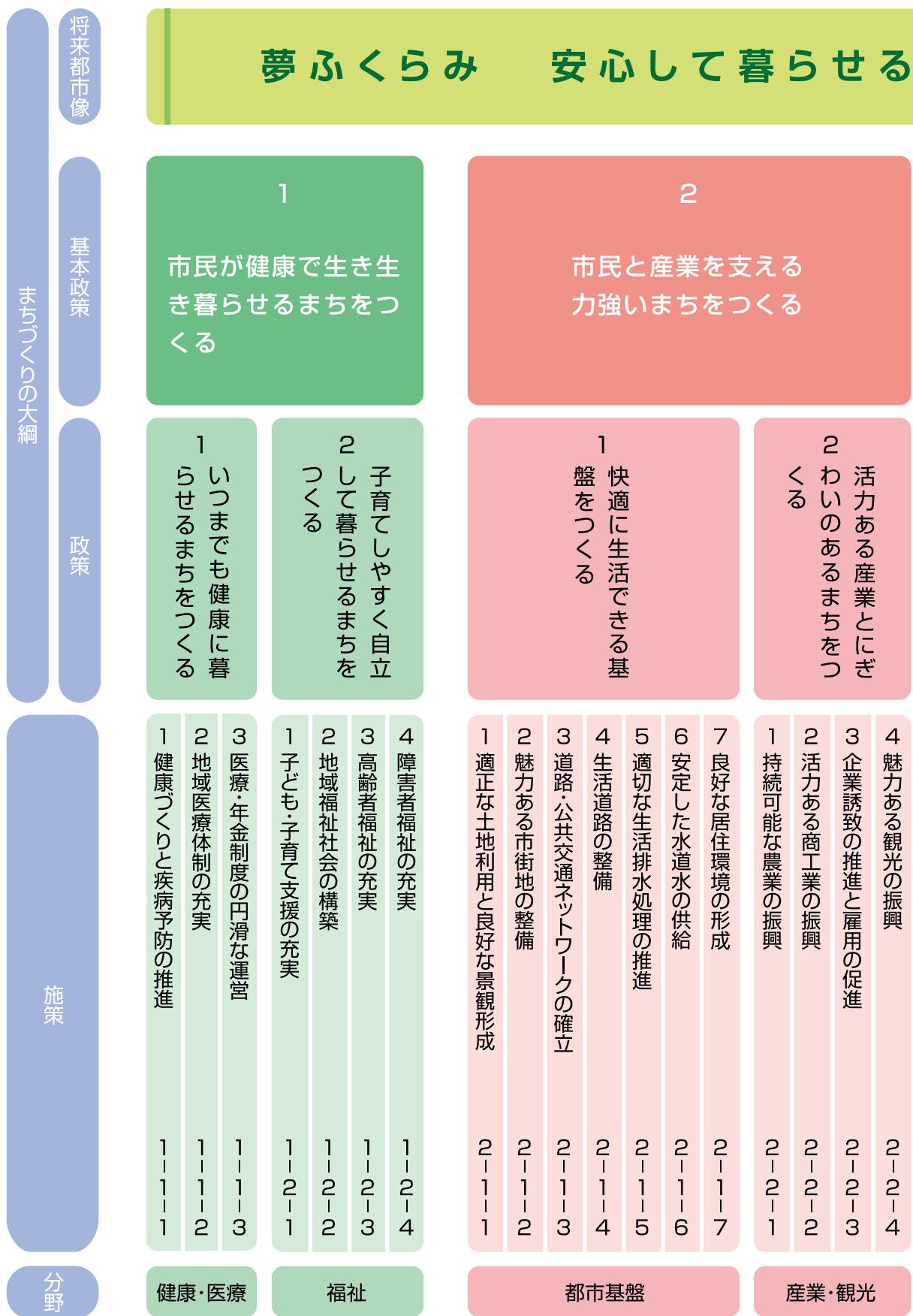
- | | |
|--|--|
| ■ 活力ある商工業の振興(2-2-2)
■ 文化財の保護活用と伝統文化の継承(4-2-3) | ■ 魅力ある観光の振興(2-2-4)
■ 都市間交流・連携の推進(5-1-4-③) |
|--|--|



第4章

基本計画の体系

基本計画体系図



元気都市 いせさき

- 市民の誰もが夢や希望を持てる都市
- 安心して安全に暮らせる都市
- 人口が増加していく元気な都市

3

市民が安心してやすらかに暮らせるまちをつくる

1 安心して安全に暮らせる環境をつくる

2 やすらかに暮らせる人に優しい環境をつくる

1 危機管理体制の充実

2 災害に強いまちづくり

3 防犯対策の強化

4 消防・救急体制の充実

5 交通安全対策の推進

6 消費者保護対策の充実

3-1-1

3-1-2

3-1-3

3-1-4

3-1-5

3-1-6

3-2-1

3-2-2

3-2-3

1 良好的な地域環境の保全

2 ごみの減量と再資源化の推進

3 水と緑の空間の形成

4

市民が自ら学び豊かな心を育むまちをつくる

1 子どもの生きる力を育むまちをつくる

2 生涯にわたり心身を育むまちをつくる

1 幼児・学校教育の充実

2 児童・生徒の健全な心身の育成

3 中等教育学校教育の充実

4 教育施設の充実

5 スポーツの推進

1 生涯学習の振興

2 青少年の健全育成

3 文化財の保護活用と伝統文化の継承

4 教育施設の充実

5 スポーツの推進

1 男女共同参画社会の確立

2 人権の尊重

3 国際交流・国内交流の推進

4 妥協的で効果的な行政運営の推進

5 自立した都市経営を確立する

5

市民と協働して自立したまちをつくる

1 市民と共に協働・共生のまちをつくる

2 自立した都市経営を確立する

1 安定的な財政運営の推進

2 妥協的で効果的な行政運営の推進

3 男女共同参画社会の確立

4 國際交流・国内交流の推進

5 行財政

安心安全

環境

教育

生涯学習・スポーツ・文化

協働・共生

行財政